国の肥料価格高騰対策事業にかかる誓約・同意事項確認書

申請事業主名

支援金申請に当たって、次の事項を誓約・同意するものとする。

以下の内容について誓約・同意する

チェック欄

- (注)誓約・同意事項の内容を確認の上、チェック欄に〇を記載すること。
- 1 以下の事項に相違ありません。
- (1) 農産物の販売を行っていること。
- (2) 支援対象期間以外のものは含まれておらず、支援対象要件である肥料法に定められた肥料であることに間違いないこと。
- (3)他の取組実施者への申請の有無を確認し、他の取組実施者への申請があった場合は、重複申請がないこと。
- (4) 当年肥料費は、各種割引等の金額を控除した後のものであること。
- 2 本事業に係る報告や立入調査について、東海農政局長等から求められた場合に応じます。
- 3 取組を実施したことが確認できる書類等の証拠書類について、支援金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保管し、事業実施主体又は東海農政局長等から求められた場合は提出します。
- 4 以下の場合には、支援金を返還すること、又は交付されないことに異存ありません。 なお、支援金を返還することとなった場合は、返還の命令に係る支援金の受領の日から納 付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付も併せて行います。
- (1)対策事業取組計画書及びその他の提出書類において、虚偽の内容を申請したことが判明した場合
- (2)正当な理由がなく、対策事業取組計画書に記載した取組を実施していないことが判明した場合
- (3) その他、事業実施主体又は東海農政局長等から求められた場合
- 5 次の「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します。

「個人情報の取扱い」

農林水産省、愛知県、愛知県肥料高騰対策推進協議会、市町村等は、肥料価格高騰対策事業の実施に際して得た個人情報について、「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」及び関係法令に基づき適正に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、農林水産省、愛知県、愛知県肥料高騰対策推進協議会、市町村等は、本事業の実施に係る説明会や他の補助事業の補助金等交付等のため、関係機関に必要最小限度内において提供する場合があります。

注意事項(必ず御確認ください。)

- ・ 本年の秋肥と来年の春肥は、それぞれでまとめて、別々に申請いただくこととなりますが、申 請漏れがあると追加申請できませんので、領収書などの提出に漏れがないか御確認ください。
- ・ 化学肥料使用低減の取組の実施状況について、聞き取りや書類を確認させていただくことがあります。(令和5年秋頃を予定)
- ・ 取組実施報告時に「化学肥料低減実施報告書」及び「化学肥料の使用量の低減の取組を実施することが確認できる書類」(土壌診断の診断結果、施肥設計書、購入肥料の伝票、作業時の写真等)の写しを提出していただく必要があります。(令和6年秋頃を予定)
- 取組実施報告後、化学肥料低減報告書をもとに取組が適切に行われたか現地確認が行われる ことがあります。
- ・ 取組実施者へ提出する書類等は、補助金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保管する必要があります。